

高次脳機能障害者小金井友の会
(いちごえ会)

第9回総会 議案書

目 次

・ 第1号議案	2019年度 活動報告	p.1
・ 第2号議案	2019年度 会計報告・同監査報告	p.4
・ 第3号議案	2020年度 活動計画案	p.6
・ 第4号議案	2020年度 予算案	p.8
・ 第5号議案	理事・監事の選任について	p.9
・ 第6号議案	規約の改正について	p.10

-----<基本方針>-----

■会の目的 : 高次脳機能障害者が生き甲斐を持って働き、生きる場所をつくる

■基本姿勢

- ・会員(当事者や家族)が問題を一人で抱え込まず、かつ孤立しないように、会員同士で助け合うための仕組み・体制を拡充する。
- ・高次脳機能障害者に対する理解を広げるために、情報を広く発信するとともに、行政・地域や他団体・専門家等との連携を深め、サポートの輪を広げる。

■活動計画

◇重点的活動

- ・親(又は妻、家族等)亡き後への取組を推進する **住む**・**生活をケアする**
当事者が支援付きの一人暮らしができる住居・施設(高次脳機能障害者に理解の深い支援者のいるグループホームやケア付き住宅等)の建設・運営事業等の創設に協力し、優先利用・入居ができるようにする。
- ・当事者の働く場を創り、社会復帰をサポートする **働く**・**就労支援する**
“カスタマイズ就業”(人に仕事を合わせる、特注の仕事を見つける・なければ作る)の考え方に立って、就職(障害者枠、一般)、就労(カスタマイズ作業所又は既設の作業所)、自営等様々な働き方をサポートする。

◇継続的活動

- ・「相談会」「交流会」「茶和会」の“三本の矢”を主体に、当事者や家族のサポートや交流を深める。

1. 情報の発信 [目的…当会と高次脳機能障害への理解を広げる。]

◇会報の発行…延べ3回(第22号～第24号)。各700部程度発行。

(第22号:2019年4月15日、第23号:同8月1日、第24号:2020年1月15日)
会員以外に自治体、関係団体・施設、支援者等へ毎回500部程度送付。

◇外部からの協力要請・ヒアリング等に対し積極的に対応し、高次脳機能障害と当会活動への理解を広げるべく努めた。

【例】

- ・4月7日 第113回若い失語症者のつどい(於:武蔵野芸術劇場)。当会より5名参加。
- ・8月31日 2019年度東京都高次脳機能障害リハビリテーション講習会(於:国立オリンピック記念青少年総合センター)。当会より10名参加。
- ・12月3日 小金井市障害者週間イベントとして、小金井市地域自立支援協議会による障害者平等研修(DET 於:宮地楽器ホール)。当会より7名参加。当会タペストリー展示及び会報等資料配布。

◇HP(ホームページ)、メルマガ、フェイスブックを通じて、当会諸行事の案内・募集・活動報告などの情報発信に努めた。

2. 講演会の開催

[目的…高次脳機能障害への理解を広げるとともに、会の問題解決力を高める。]

※「1. 情報の発信」の一部でもある

◇2019年5月18日(土) 第12回講演会を開催、於:萌え木ホール(小金井市)
小金井市が後援

テーマ 「高次脳機能障害当事者と家族」

- ・高次脳機能障害者の理解と支援に向けて 緑川 晶 氏 (中央大学教授)
- ・家族支援の取り組みについて 浜本加奈子氏 (中央大学大学院生)
- ・高次脳機能障害理解の取り組みについて山下 英香 氏 (中央大学卒業生)

3. 相談会の開催

[目的...専門的立場から会員の問題解決にアドバイスし、会員と家族を支援する。]

- ◇当会顧問・上田敏先生による「相談会」(希望制・会員無料)を、5回(延べ5人)実施した。うち新規は4人。上田先生の真摯な対応に感謝の言葉多数。なお、今後新藤直子先生(国立病院機構東京病院リハビリテーション科)及び言語聴覚士・久保真清氏にもご協力頂くべく、準備を進めてきた。

4. 交流会の開催

[目的...会員及びご家族の交流を通じ、相互の経験や知識の輪を広げる。]

- ・当事者による「交流会運営委員会」の企画・運営により、延べ2回実施。
年度末恒例のお花見会を兼ねた交流会はコロナ禍から中止とした。
- ◇2019年8月25日(日) 第20回 於：萌え木ホール [参加者27名]
お子さん方の参加が増え元気で家庭的な交流会に。
- ◇2019年12月21日(日) 第21回 於：萌え木ホール [参加者31名]
恒例のクリスマスフェスタ。中大・緑川ゼミ生の方々が考案した「箱の中身はなんだろう」「イラスト当て」ゲームを、4チーム対抗戦で熱く楽しく実施。
緑川先生始め皆さんの毎年のご協力で深謝。また、NPO法人「Re ジョブ大阪」松嶋有香さん(小金井市在住)に合唱時のギター伴奏をして頂く。
- ◇交流会の企画・実施のための「運営委員会」を5月11日と26日、8月18日、9月1日と29日、11月24日と26日。2020年1月26日、2月9日の計9回開催。
なお、運営委員及び茶和会幹事並びに当会顧問の慰労を主目的として、2020年1月26日に芋煮会を行った。[参加者26名]
- ◇「ほっとかふえ」を7月20日(10名参加)と10月19日(10名参加)の2回開催。
10月は小金井市障害者福祉センターの担当の方もご参加。

5. 茶和会(「和」です)の開催

[目的...当事者をサポートするご家族の交流を通じ、経験・悩み等を理解、共有する。]

- ・会員のご家族の企画・運営により、延べ4回実施。ご家族に限定せず、自然な形で当事者も参加されている。相談会を受けた当事者ご家族のフォローの役割も果たした。
- ◇2019年5月11日(土) 第14回 於：増村会長のマンション集会室 [参加者12名]
- ◇2019年8月10日(土) 第15回 於：増村会長のマンション集会室 [参加者9名]
小金井市障害者福祉センター担当者も参加。
- ◇2019年11月9日(土) 第16回 於：増村会長のマンション集会室 [参加者7名]
Sさんが初月給で増村会長にプレゼント。
- ◇2020年2月8日(土) 第17回 於：増村会長のマンション集会室 [参加者10名]
- ◇この他サブ活動として「ヨガ会」を計3回開催。於：増村会長のマンション集会室
開催日は6月8日(土) [参加者5名]、6月22日(土) [参加者4名]、7月13日(土) [参加者1名]。講師は家族会員の宮沢顕子氏。

6. 新施設建設に向けた勉強会

[目的...高次脳機能障害者が生き甲斐を持って働き、生きる場所をつくる]の実現]
・“カスタマイズ就業”とグループホーム(ないしケア付き住宅)が一体となった施設の建設・運営に向けた勉強会を延べ7回実施。

7. 専門家とのネットワークの拡充、講習会等への参加

[目的...障害・福祉・法律・保険等分野の専門家とのネットワークを拡充するとともに各種講習会等に参加・学習して、会の問題解決力・会員へのサポート体制を高める。]

・講習会・学習会等への参加例として、主催者名を以下に記載。

東京都、小金井市、国立障害者リハビリテーションセンター(国リハ)、東京高次脳機能障害協議会(TKK)、東京慈恵会医科大学附属第三病院、東京ボランティア・市民活動センター

8. 行政・地域・他団体との交流、連携推進

[目的...設立趣旨が同じ他団体や福祉NPO等との連携を通じ、高次脳機能障害者に係る福祉行政の拡充を推進し、また地域の理解・協力体制を深める。]

- ・小金井市主催行事への積極的参加並びに小金井市障害者福祉センターとの学習機会等の拡大。
- ・当会会員によるNPO法人「萼」(うてな)での運営ボランティア参加及び就業の拡大。
- ・NPO法人「Reジョブ大阪」はじめ他団体との連携推進。

9. [会務] 総会・理事会及びNASの導入

◇5月18日の講演会に先立ち、第8回の総会を開催、2018年度の活動報告・会計報告及び2019年度の活動計画案・予算案を審議頂き、ご承認を得た。

総会には、小金井市の西岡市長・中谷福祉保健部長・加藤自立生活支援課長が参加され、行政報告もして頂いた。

◇理事、顧問・監事で構成される理事会を2カ月毎、都合5回開催し、会の円滑な運営のために審議・検討を進めた。(2020年3月はコロナのために中止。)

◇役員・事務局関係者等が書類の作成・保存・運用面において大幅な効率化、利便性向上を図るため、ファイル共有・外部アクセス可能なNAS(Network Attached Storage=ネットワーク接続ハードディスク)を、外部助成金を申請して導入させて頂いた。

以 上

第2号議案 2019年度 会計報告・同監査報告

(2019年4月1日～2020年3月31日)

【単位：円】

科目及び内訳	決算額	予算額
収入の部		
【会費収入】		
個人会員 @2,000×63名	126,000	130,000
団体会員 @5,000×3口(2団体)	15,000	15,000
(小計)	141,000	145,000
【事業収入】		
講演会参加費(会員以外)及び交流会等参加費(含会員)	42,400	40,000
(小計)	42,400	40,000
【助成金収入】		
(社会福祉法人)小金井市社会福祉協議会	35,000	
(社会福祉法人)さくらファンド	40,000	280,000
(生活協同組合)パルシステム東京	100,000	
(小計)	175,000	280,000
【寄付金収入】		
個人寄付	23,861	20,000
(小計)	23,861	20,000
【その他収入】		
普通預金受取利息	0	0
(小計)	0	0
当期収入合計 ①	382,261	485,000
前期繰越金 ②	7,072	7,072
① + ②	389,333	492,072
支出の部		
【事業費】		
講演会費[1回分] 謝金、会場費、ポスター、レゾ印刷代等	57,056	50,000
交流会費[3回分] 会場費、保険料、茶菓代等	33,169	70,000
相談会費 会場費、茶菓代他 (注)上田先生の謝礼見込まず	14,383	15,000
茶和会費 [3回分] 会場費、茶菓代等	2,652	12,000
芋煮会 [1回分]会場費、材料費、茶菓代等	42,715	30,000
「ほっとかふえ」[2回分] 会場費、茶菓代他	0	4,000
新施設勉強会 謝金、会場費、資料代等	4,047	40,000
(事業費計)	154,022	221,000
【管理費】		
情報処理関係費		
・HP(ホームページ)及びML(メールングリスト)等管理委託費	60,000	60,000
・NAS(Network Attached Storage) 機器代他	69,810	50,000
(情報処理関係費 小計)	129,810	110,000
事務用品・消耗品費 プリンターインク代, 文具等	8,410	18,000
通信費 会報他郵送料	44,921	57,000
会議費 役員会他会場使用料、茶菓代等	9,255	12,000
会報制作費 印刷代(第22号～第24号)	26,750	45,000
諸会費 TKK(10,000)、社協(5,000)	15,000	15,000
旅費交通費 他団体主催講習会等参加用電車・バス代等	16,182	6,000
雑費 振込手数料、参考資料代等	6,939	5,000
寄付金 小金井市社会福祉協議会	2,000	2,000
(管理費計)	259,267	270,000
当期支出合計 ③ (事業費計+管理費計)	413,289	491,000
当期収支差額 ①+②-③	△23,956	1,072
次期繰越金	△23,956	1,072

以上

財産目録（2020年3月31日現在）

【単位：円】

区 分	残 高	摘 要
資産の部		
現金	21,368	
郵貯普通預金	22,676	
郵貯振替口座	0	
資産合計⑤	44,044	
負債の部		
前受金（2020年度会費前納4名分）	8,000	@2,000円×4人
役員立替金	60,000	増村会長
負債合計⑥	68,000	
正味財産 ⑤－⑥	△23,956	

上記の通り報告いたします。

代 表 増村 幸子 ⑩

監査の結果、適正に処理されていたことを認めましたので、報告いたします。

2020年7月1日

監 事 五十嵐 京子 ⑩

以 上

-----<基本方針>-----

■会の目的 高次脳機能障害者が生き甲斐を持って働き、生きる場所をつくる

■基本姿勢

- ・会員(当事者や家族)が問題を一人で抱え込まず、かつ孤立しないように、会員同士で助け合うための仕組み・体制を拡充する。
- ・高次脳機能障害者に対する理解を広げるために、情報を広く発信するとともに、行政・地域や他団体・専門家等との連携を深め、サポートの輪を広げる。

■活動計画

◇重点的活動

- ・親(又は妻、家族等)亡き後への取組を推進する **住む**・**生活をケアする**
当事者が支援付きの一人暮らしができる住居・施設(高次脳機能障害者に理解の深い支援者のいるグループホームやケア付き住宅等)の建設・運営事業等の創設に協力し、優先利用・入居ができるようにする。
- ・当事者の働く場を創り、社会復帰をサポートする **働く**・**就労支援する**
“カスタマイズ就業”(人に仕事を合わせる、特注の仕事を見つける・なければ作る)の考え方に立って、就職(障害者枠、一般)、就労(カスタマイズ作業所又は既設の作業所)、自営等様々な働き方をサポートする。

◇短継続的活動

- ・「相談会」「交流会」「茶和会」の“三本の矢”を主体に、当事者や家族のサポートや交流を深める。

(注)新型コロナウイルス問題の影響から、各種行事等の開催時期がなかなか見通せない状況にあります。従って、「2020年度活動計画」は前年度の活動方針・内容を踏襲しつつも、その規模(回数等)を縮小するという考え方で以下の計画を作成しております。

1. 情報の発信 [目的…当会と高次脳機能障害への理解を広げる。]

◇会報の発行…延べ2回(第25号～第26号):但し、発行回数には拘らない。

紙媒体のメリットを勘案しつつも、当会HPを適時拡充していくことにより、タイムリーかつ双方向のコミュニケーション手段として活用していく。(メルマガ、フェイスブックも併せ活用。)但し、ネットを使っていない会員に対して十分配慮する。

◇外部からの講演依頼や体験発表依頼等に対し積極的に対応し、高次脳機能障害と当会活動への理解を広げるべく努める。

2. 講演会の開催

[目的…高次脳機能障害への理解を広げるとともに、会の問題解決力を高める。]

◇第13回講演会は本年5月の開催予定を延期、本年秋季以降の状況をみて開催する。

テーマ:未定

- ・講師:関啓子氏(三鷹高次脳機能障害研究所所長。言語聴覚士。医学博士。)
- ・後援:小金井市(依頼予定)
- ・会場:萌え木ホール(小金井市、予定)

3. 相談会の開催

[目的…専門的立場から会員の問題解決にアドバイスし、会員と家族を支援する。]

◇当会顧問・上田敏先生による相談会(希望制・会員無料)を随時開催する。

これまで受けていない会員への実施に配慮する。

4. 交流会の開催

[目的…会員及びご家族の交流を通じ、相互の経験や知識の輪を広げる。]

◇当事者による「交流会運営委員会」の企画・運営により、2回程度実施する。

(うち1回はクリスマス会、1回はお花見会を兼ねて行う。)

◇なお、2018年以來試行してきた「ほっとかふえ」(よりカジュアル・フランクな会員交流機会)は1回程度開催する。

5. 茶和会(「和」です)の開催

[目的…当事者をサポートするご家族の交流を通じ、経験・悩み等を理解・共有する。]

◇当事者のご家族の企画・運営により、2回程度実施する。

6. 新施設建設に向けた勉強会

[目的…高次脳機能障害者が生き甲斐を持って働き、生きる場所をつくる。]

◇“カスタマイズ就業”とグループホーム(ないしケア付き住宅)が一体となった施設の建設・運営に向けた勉強会を継続するとともに、小金井市内のNPO法人等とコラボし、具体的なプロジェクトを推進する。

7. 専門家とのネットワークの拡充、講習会等への参加

[目的…障害・福祉・法律・保険等分野の専門家とのネットワークを拡充するとともに、各種講習会等に参加・学習して、会の問題解決力・会員へのサポート体制を高める。]

◇上記目的に沿って推進する。

8. 行政・地域・他団体との交流、連携推進

[目的…設立趣旨が同じ他団体や福祉NPO等との連携を通じ、高次脳機能障害者に係る福祉行政の拡充を推進し、また地域の理解・協力体制を深める。]

◇上記目的に沿って推進する。

9. [会務] 総会・役員会、規約改正及び法人化等

- ・新型コロナウイルス問題から、2020年度の総会は延期としたが、予算・活動計画等執行のために意思決定を要することから、理事会決議で代替できる旨の当会規約変更を行う。
- ・当会財政の逼迫から、年会費の変更等も検討の必要があるものの、今年度は「賛助会員」制を規約上追加するにとどめる。また、引続き助成金の獲得に努力する。
- ・当会の社会的な信用向上と財務基盤の整備・強化等を図るべく、今後の当会の“あるべき法人化”(NPO法人・一般社団法人・社会福祉法人等)について勉強してきたところであるが、上記6.記載の「具体的なプロジェクト推進」と併せて実施することが望ましいとの考えに立ち、引続き理事会において検討する。
- ・独居会員の安否確認(地震・水害時の他入院等)について、個人情報や地理的な問題はあるものの、会としての連絡・支援のあり方を検討していく。

以上

第4号議案

2020年度 予算案

(2020年4月1日～2021年3月31日)

【単位：円】

科目及び内訳	予算額	前期決算比 (+は増加,△は減少)
収入の部		
【会費収入】		
個人会員 @2,000×65名	130,000	+4,000
団体会員 @5,000×3口(2団体)	15,000	0
(小計)	145,000	+4,000
【事業収入】		
講演会参加費(会員以外)及び交流会参加費(含会員) @1,000×延15名	15,000	△27,400
(小計)	15,000	△27,400
【助成金収入】 4件	165,000	△10,000
(小計)	165,000	△10,000
【寄付金収入】 個人寄付	10,000	△13,861
団体寄付	50,000	+50,000
(小計)	60,000	+36,139
【その他収入】 普通預金受取利息	0	0
(小計)	0	0
当期収入合計 ①	385,000	+2,739
前期繰越金 ②	△23,956	△31,028
① + ②	361,044	△28,289
支出の部		
【事業費】		
講演会費[1回分] 謝金、会場費、ポスター、レター印刷代等	50,000	△7,056
交流会費[2回分] 会場費、保険料、茶菓代等	25,000	△8,169
相談会費 会場費、茶菓代他 (注)上田先生の謝礼見込まず	10,000	△4,383
茶和会費 [3回分] 会場費、茶菓代等	3,600	+948
「ほっとかふえ」[1回分] 会場費、茶菓代他	0	0
新施設勉強会 謝金、会場費、資料代等	20,000	+15,953
その他	0	△42,715
(事業費計)	108,600	△45,422
【管理費】		
情報処理関係費		
HP(ホームページ)及びML(メーリングリスト)等管理委託費	60,000	0
NAS 機器代	0	△69,810
事務用品・消耗品費 プリンターインク代、文具等	56,000	+47,590
通信費 会報他郵送料	38,000	△6,921
会議費 役員会等会場使用料、茶菓代等	7,000	△2,255
会報制作費 印刷代(第25号～第26号)	20,000	△6,750
諸会費 TKK(10,000)、社協(5,000)	15,000	0
旅費交通費 他団体主催講習会等参加用電車・バス代等	16,000	△182
雑費 振込手数料、参考資料代等	5,000	△1,939
寄付金 小金井市社会福祉協議会	2,000	0
(管理費計)	219,000	△40,267
当期支出合計 ③ (事業費計+管理費計)	327,600	△85,689
当期収支差額 ①+②-③	33,444	+57,400
次期繰越金	33,444	+57,400

以上

第5号議案 理事・監事の選任について

現在の当会理事・監事の任期は「2020年春の総会終了時まで」であり、これらの選任は総会の承認事項につき、下記案をお諮りするものである。下表太枠が総会の決議対象。

ご承認頂いた場合、各役員の任期は2022年春の総会終了時までとなる。

なお、役職(左列)は理事会の決議事項につき、理事選任の総会承認を条件として、7月5日開催の理事会にて決定する。

(注=特記なきは各五十音順)

役 職 (理事会決定)	氏 名	摘 要
会 長	理 事：増村幸子	
副会長	理 事：保手希一郎、村田雅英、 <u>後藤香代</u>	<u>後藤香代氏を副会長に選任</u>
	理 事：渋谷泰幸、田中隆治、林 京子、三輪敏彦、 武藤和義、茂木 稔、山本能理雄	事務局担当理事 =山本能理雄 事務局長 =三輪敏彦
	監 事：五十嵐京子	
	顧 問：上田 敏、安仁屋衣子、小山 茂、緑川 晶	就任時期順

以 上

第 6 号議案 規約の改正について

主な改正点

- 非常時条項 ⇒ 第 7 条第 6 項、第 7 項
- 目的・基本姿勢の明確化 ⇒ 第 2 条
- 総会・理事会の成立及び可決要件の明確化 ⇒ 第 6 条、第 7 条
- 会員種別に「賛助会員」を追加 ⇒ 第 3 条
- 委員会設置条項 ⇒ 第 8 条

高次脳機能障害者小金井友の会 規約

制定：2012 年(平成 24 年)7 月 5 日

改定：2014 年(平成 26 年)5 月 25 日

2017 年(平成 29 年)5 月 22 日

2020 年(令和 2 年)7 月 5 日

(名 称)

第 1 条 この会は「高次脳機能障害者小金井友の会」(以下「当会」)とし、通称を「いちごえ会」とする。

- 2 この規約(以下「本規約」)は、当会の適正・適切な運営を目的とする。
- 3 本会の住所は代表者の住所に置く。

(目的・基本姿勢)

第 2 条 当会は、高次脳機能障害者(以下「当事者」)が生き甲斐を持って働き、生きる場所をつくることを目指し、そのために以下の活動を行う。

- ①当事者への理解促進を図る。
 - ②当事者と家族が安心して暮らせる社会福祉の充実を図る。
 - ③当事者の生活の自立、社会参加や就労に向けた支援の構築を図る。
 - ④会員相互の情報交換、相談、交流、学び合い、親睦を深める。
 - ⑤その他、他団体との連携など上記の目的を達成するために必要な活動を行う。
- 2 当会活動・運営の基本姿勢は、次のとおりとする。
- ①会員が問題を一人で抱え込まず、かつ孤立しないように、会員同士で助け合う。
 - ②情報発信を重視するとともに、行政・地域社会や専門家・多団体等との連携を深め、サポートの輪を広げる。
 - ③本会の目的を達成するために必要な活動とし、特定の政治・宗教活動は行わない。

(会 員)

第 3 条 当会の会員は次の 2 種とする。

- ① 正会員 本会の目的・基本姿勢に賛同して入会した個人又は団体。
正会員は、総会の議決権を有する。
 - ② 賛助会員 本会の目的・基本姿勢に賛同し、賛助するために入会した個人又は団体。賛助会員は総会の議決権を有しない。
- 2 入会申込みは随時受け付ける。また、退会は、当会に通告の上自由にできる。
- 3 会員は、所定の会費を納めなければならない。会費は理事会において別に定める。

- 4 当事者が正会員になった場合、その家族を登録すれば家族会員とする。家族会員から年会費は徴収しない。なお、当事者の家族は単独で正会員になることもできる。
- 5 会員が、当会の目的に反する行為、本規約に違反する行為又は法令・社会通念に違背する行為をしたときには、第三者に損害を与えたか否かにかかわらず、その会員を理事会の議決により除名することができる。

(会 計)

第4条 当会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 当会の運営は、会費、寄付金、助成金・補助金等により賄う。

(役 員)

第5条 当会に次の役員を置き、各号に記載の職責を果たす。

- ①会 長 1 名 当会を代表し、その業務を総理する。
 - ②副会長 若干名 会長を補佐し、会長が職務遂行に支障をきたした場合は、その職務を代行する。
 - ③理 事 若干名 理事会を構成し、本会の業務を執行する。
 - ④監 事 2名以内 本会の会計監査を行う。
 - ⑤顧 問 若干名 会長の諮問に応じ意見を述べるほか、当会の業務に関する助言を行う。
- 2 会長及び副会長は、理事会において理事の互選により選任する。
 - 3 理事は総会において正会員の中から選任し、監事は総会において会員の中から選任する。任期途中の交代による新任理事就任又は増員となる新任理事就任は、総会承認を条件とした理事会の決議事項とする。
 - 4 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終の事業年度に係る総会の終了時までとし、再任を妨げない。任期途中で交代した場合の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 顧問は理事会の同意を得て会長が委嘱する。顧問は本会の会員であることを要せず、その任期は特に定めない。
 - 6 役員が心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき又は本規約第3条第5項に該当するときには、理事会の決議により解任することができる。また、役員が辞任を希望する場合は、会長あてに意思表示をし、理事会の議決により承認される。

(総 会)

第6条 総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。

- ① 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
 - ② 臨時総会は、会長がこれを必要と認めたときに開催する。
- 2 総会は会長が招集し、総会の議長は会長が務める。但し、議長を他の役員に委任することができる。
 - 3 総会は、正会員の過半数の出席をもって成立する。但し、当事者の正会員が総会に出席できない場合は、家族会員の出席をもって正会員の出席と見做す。
 - 4 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。
 - 5 総会は次に掲げる事項を決議する。
 - ① 前年度の活動報告及び会計報告
 - ② 当該年度の活動計画及び予算

- ③ 本規約の制定又は変更
- ④ 理事及び監事の選任
- ⑤ その他総会に付議すると理事会が決定した事項

(理事会)

第7条 理事会は会長、副会長及び理事で構成し、原則として2カ月に1回会長が召集する。但し、会長が必要と認めたときは随時開催することができる。

- 2 会長は、顧問に対して理事会への出席依頼をすることができる。
- 3 理事会の議長は、会長が務める。
- 4 理事会は理事の過半数の出席によって成立し、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときには議長の裁決するところによる。出席顧問は議決時の出席者としてカウントする。
- 5 理事会は、本規則に定めるものの他、総会に付議すべき事項並びに本会の業務執行上の重要事項を議決する。
- 6 大規模な地震・火災・水害等の天変地異、疫病若しくは戦争等により、総会が開催できないときには、理事会の議決をもって総会の決議に代えることができる。但し、直近に開催される総会(臨時総会を含む)での追認決議を要する。それにより、理事会の議決はその日に遡って総会で決議されたものとする。
- 7 前項により理事会を開催できない事情がある場合には、会長の判断により電磁的方法で理事会を開催することができる。その場合において、理事・顧問の賛否の意思表示は、会長が定めた一定期限までに行うこととし、本条第4項を適用する。

(委員会)

第8条 当会事業の円滑な運営を図るため必要があると会長が認めるときには、理事会の決議を経て、特定の事項を計画・推進・実施するための委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員長及び委員は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 委員会に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(事務局)

第9条 当会会務の円滑な遂行のために、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長、事務局長代理及び事務局担当を置くことができる。代表は、理事会の同意を得て、事務局長及び事務局長代理を指名する。
- 3 代表は、理事会の同意を得て、事務局担当理事を指名することができる。事務局担当理事は、事務局の活動に対して指示または支援を行う。

[附 則]

- 1. 本規約は、2020年(令和2年)7月5日から施行する。

(注)当会設立時の付則を以下に示し記録に残す。設立日は2012年(平成24年)7月1日。

[附 則]

- 1. 本規約は、本会の設立日から施行する。
- 2. 当会設立時の役員は、別表のとおりとする。
設立時役員任期は、設立日から平成26年度総会の終了日までとする。
- 3. 当会の設立年度の会計は、設立日から平成25年3月31日までとする。

以 上

【参 考】旧 規 約

高次脳機能障害者小金井友の会 規約

制定：2012年(平成24年)7月1日

改定：2014年(平成26年)5月25日

2017年(平成29年)5月22日

1. 名 称

この会は高次脳機能障害者小金井友の会(以下「本会」)という。
愛称を「いちごえ会」と称する。

2. 会の住所

本会の代表者の住所に置く。

3. 目 的

- ①高次脳機能障害の理解促進を図る。
- ②高次脳機能障害者と家族が安心して暮らせる社会福祉の充実を図る。
- ③高次脳機能障害者の生活の自立、社会参加や就労に向けた支援の構築を図る。
- ④お互いの情報交換、相談、交流、学び合い、親睦を深める。
- ⑤その他、他団体との連携など上記の目的を達成するために必要な活動を行う。

4. 活 動

本会の目的を達成するために必要な活動とし、特定の政治、宗教活動は行わない。

5. 会員・入会・脱会

- ①会員は、高次脳機能障害者とその家族、本会の目的に賛同する人、医療・福祉関係者、ボランティアなどの個人や、本会の目的に賛同する団体からなる。
- ②会員は、正会員、家族会員、団体会員の3種類とする。
- ③入会は、随時受け付ける。
- ④脱会は、本会に通告の上、自由にできる。
- ⑤本会の規約に違反し、会の名誉を傷つけ、目的に反する行為をしたときは、その会員を総会の議決により除名できる。

6. 会 計

本会は、会費、寄付金、補助金等により運営し、会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

会費は別に定める運営細則による。

7. 役 員

代 表……………1名
副代表……………2名
理 事……………若干名
監 事……………2名以内
顧 問……………若干名を置くことができる

以上役員は総会にて選任され、任期は次々回の総会終了までとする。ただし再任を妨げない。

任期途中の新任理事就任は、総会承認という停止条件付で、役員会の決議事項とする。また、任期途中の理事退任は、理事会の承認による。

8. 会 議

①総会……年1回開催（活動・会計報告、活動計画・予算の承認、役員を選任、規約の改廃等）

総会の議決権は、正会員と団体会員が有する。

②役員会……隔月1回開催、その他必要な場合。総会の議決事項以外の案件は役員会で決定する。

9. 事務局

会務の円滑な遂行のために、事務局を設置することができる。

事務局には、事務局長及び(又は)事務局長代理を置く。

代表は、理事会の承認を得て、事務局長及び(又は)事務局長代理を指名する。

代表は、理事会の承認を得て、事務局担当理事を指名することができる。

事務局担当理事は、事務局の活動に対して指示またはアドバイスを行う。

[附 則]

1. この規約は、本会の設立日から施行する。
2. 本会の設立当初の役員は、別表(略)のとおりとする。
任期は、設立日から2014年(平成26年)3月31日までとする。
3. 本会の設立年度の会計は、設立日から2013年(平成25年)3月31日までとする。

以 上